



平成27年3月27日
新潟運輸支局輸送・監査部門

自家用有償旅客運送の事務・権限の移譲について（お知らせ）

平成26年5月28日に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第4次分権一括法）が成立し、国土交通省が行っていた「自家用有償旅客運送」の事務・権限については、平成27年4月1日から移譲を希望する市町村（または都道府県）において行うことが可能となりました。

今般、新潟県より自家用有償旅客運送の事務・権限移譲に係る指定の申出があり、平成27年4月1日からは、新潟運輸支局に代わり新潟県が行うこととなりますので、お知らせいたします。

各種申請書の提出先が下記の新潟県担当窓口となりますので、ご留意願います。

（移譲に関する問い合わせ先）

北陸信越運輸局新潟運輸支局
輸送・監査部門
電話：025-285-3124

（平成27年4月1日以降の申請窓口）

新潟県交通政策局交通政策課
〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1
電話：025-280-5110（直通）